

市民参加実施予定シート

予 定
平成29年4月1日時点

担当課(建築住宅課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	建築物の確認申請等の手数料条例の改正について	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉 ・特に市民への影響はないと考える。 ・受益者が手数料を負担することで、公平性が保てる。 〈デメリット〉 ・特になし。
名称	流山市手数料条例の一部を改正する条例		
概要	平成29年度より特定行政庁に移行するにあたり、新たに加わる審査に係る手数料について定めるもの。また、既存の手数料についても、実情を踏まえ見直しを行う。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)				
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
<input type="checkbox"/> 審議会等				・今回定める手数料を実際に支払うのは、受益者の代理人である市内外の設計事務所等である。そのため、市民等に加え利害関係を有する者からも意見を広く求めるため、パブリックコメントの募集及び意見交換会を実施することとした。
<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント手續	H28/9月～H28/10月	全市民等	特になし	
<input checked="" type="checkbox"/> 意見交換会	H28/9月中旬	全市民等	特になし	
<input type="checkbox"/> 公聴会				
<input type="checkbox"/> 政策提案制度				
<input type="checkbox"/> その他				

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成27年度		平成28年度												平成29年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
							←→ パブリックコメント ←→ 意見交換会								

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由